

## 三次市公告第 28 号

三次市放課後児童クラブ運営業務委託について、公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 6 日

三次市長 福岡 誠志

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

三次市放課後児童クラブ運営業務

#### (2) 業務内容

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）を実施するために設置する三次市放課後児童クラブの運営業務

#### (3) 履行期間

契約締結の翌日から令和 12 年 3 月 31 日（日）まで

### 2 参加資格

参加表明書の提出者の資格要件

このプロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又はその他の団体とする。

- (1) 三次市競争入札参加資格者名簿（業種：役務の提供）に登録されていること（三次市の入札参加資格の認定を受けていない場合は、所定の入札参加資

格審査申請書及び添付書類を教育部社会教育課に提出し、契約担当課（総務部財政課）において、入札参加資格認定に準じた審査を行い、資格要件に該当すると認められた場合は参加できるものとする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (4) 三次市暴力団排除条例（平成23年三次市条例第18号）第6条の規定により排除措置を受けていないこと。
- (5) 三次市の指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がないこと。
- (7) 過去3年間における放課後児童健全育成事業の実績を有する者であること。
- (8) その他、市長が必要と認める事項

### 3 手続等

#### (1) 担当課

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

三次市教育委員会 教育部 社会教育課

電話0824-62-6182 ファクシミリ0824-62-6288

電子メール [shakai@city.miyoshi.hiroshima.jp](mailto:shakai@city.miyoshi.hiroshima.jp)

#### (2) 実施要領の交付期間及び交付方法

##### ア 交付期間

令和8年4月6日（月）から令和8年4月20日（月）まで

##### イ 交付方法

三次市ホームページからダウンロードするものとする。

#### (3) 参加表明書の受付期間等

##### ア 受付期間

令和8年4月6日（月）から令和8年4月20日（月）まで

イ 提出場所

(1)の担当課に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送による。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)の担当課に同じ。

(4) 詳細は、三次市放課後児童クラブ運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領による。